

平成 18 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
(URL <http://www.ccs-inc.co.jp/>)
代 表 者 名 代表取締役社長 米田 賢治
(コード : 6 6 6 9 J A S D A Q)
問 い 合 わ せ 先 取締役 管理本部長 松室 伸二
(TEL : 0 7 5 - 4 1 5 - 8 2 8 0)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成18年8月9日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

〔内部統制システム構築の基本方針〕

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、業務執行の公正性及び効率性を確保し、企業価値の向上を目指すために、実効性のある内部統制システムの整備を図って行くこととします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査役監査規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にする。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ会社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存し、取締役、監査役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。不測の事態が発生した場合には、取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害を最小限に留めるための体制を整える。

4 . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営会議において業務執行責任及び結果責任を明確にする体制とする。

5 . 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社管理に関する規程を整備し、グループ会社を管理・監督・指導する主管部署を定めることにより、グループ会社のガバナンスが確保できる体制を整える。

6 . 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くこととする。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7 . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役に遅延なく報告するものとする。前記に係わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

また、監査役は、代表取締役、内部監査部門及び監査法人と必要な情報交換に努め、当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

以上